

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

2021 年 4 月 19 日

阪神高速道路株式会社
契約責任者 管理本部長
南野 智一

1. 業務概要

- (1) 業務名 京橋その他大規模更新事業促進業務（2021 年度）
- (2) 業務目的 本業務の目的は、京橋付近大規模更新事業やその他大規模更新事業の円滑な進捗のため、工事施工前段階において、調査・設計業務への指導・調整を含む事業監理、地元及び関係機関との協議・調整等の業務を対象に受注者とパートナーシップを築き、双方の技術経験を活かしながら効率的に事業の推進を行うことである。
- (3) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・ 事業監理 1 式
 - ・ 地元及び関係行政機関等との協議等 1 式
 - ・ その他 1 式
- (4) 業務期間 2021 年 6 月 16 日から 2022 年 3 月 31 日まで
- (5) 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

2. 特定されるために必要な要件

技術提案書の提出者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 企業の形態

次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

- 1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団も含め、「阪神高速」という。）における 2021～2024 年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。
- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- 4) 技術提案書の提出期限日から技術提案書の特定時までの期間において阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。
 - 5) 技術提案書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
 - 6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 企業の能力
業務実績が指定された要件を満たすこと。（説明書参照）
- (3) 配置予定技術者の能力
本業務における配置予定管理技術者の保有資格、同種・類似業務の実績、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）
- (4) 技術提案書提出者間の資本・人的関係
技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

3. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業評価
同種又は類似業務の実績の内容
- (2) 技術者評価
保有資格、専門分野の内容、同種又は類似業務の実績の内容、専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力、プレゼンテーション力
- (3) 業務実施体制等
業務実施体制、業務実施方針と留意点等
- (4) 特定テーマに関する技術提案
本業務において技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項である。

PC 区間の架け替えを予定している京橋付近大規模更新事業において①「想定される協議先及び懸念事項に対する有効と考えられる協議手法等」、②「京橋付近大規模更新事業における調査・設計業務への指導・調整を含む事業監理に関する留意事項」の提案を具体的に記載すること。

4. 手続等

- (1) 担当部署

別表のとおり

(2) 説明書等の交付期間及び方法

①交付期間：別表のとおり

②交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD・R 等により交付するので、事前に上記 4. (1) の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ

(建設コンサルタント業務等の入札公告ページ)

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

③交付図書のダウンロード手順：

②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトの URL 情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 技術提案書、提出期限並びに提出方法及び提出先

①提出期限：別表のとおり

②提出方法：1 部を持参又は郵送等（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。）により提出すること。

③提出先：上記 4. (1) に同じ

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された技術提案書及び添付書類は、返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(4) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合には、監督員と協議の上、変更を認めることができる。

(5) 履行の確認

技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約締結後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査

【プロポーザル方式（簡易公募型（手続簡略型））】

を行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、業務成績評定において点数を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大 10 点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

- （６）契約保証金 免除。
- （７）契約書作成の要否 要。（本件は、電子契約を推奨します。）
- （８）関連情報を入手するための照会窓口 上記 4.（1） に同じ
- （９）技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- （１０）詳細は、説明書による。

以上

手続に関する期間等

業務名		京橋その他大規模更新事業促進業務(2021年度)	
契約責任者		役職名	管理本部長
		氏名	南野 智一
(1)	技術提案書の提出に関する問合せ	郵便番号	〒 552 — 0006
		住所	大阪市港区石田3-1-25
		部署名	管理本部 管理企画部 経理課
		電話番号	06-6576-3881 内線:4135
		FAX番号	06-6576-1903
(2)	技術提案書作成に関する問合せ	郵便番号	〒 552 — 0006
		住所	大阪市港区石田3-1-25
		部署名	管理本部 管理企画部 保全事業統括課
		電話番号	06-6576-3881 内線:4418
①	説明書等の交付期間	(西暦) 2021 年 4 月 19 日 から (西暦) 2021 年 5 月 6 日 午後4時まで	
②	技術提案書・見積書等の提出期間	【持参する場合】 (西暦) 2021 年 4 月 19 日 から (西暦) 2021 年 5 月 6 日 までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下、「休日」という。))を除く。) 【郵送等による提出の場合】 (西暦) 2021 年 5 月 6 日 午後4時必着 (郵送等とは、一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。) 	